

## 東大和市事務事業評価における外部評価会議設置要領

## (設置)

第1 東大和市行政評価実施要綱（平成26年3月28日市長決裁。以下「要綱」という。）第5条に規定する市民や民間の視点を把握することを目的として、東大和市事務事業評価における外部評価会議（以下「外部評価会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 外部評価会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 外部評価会議において評価する事務事業（以下「外部評価対象事業」という。）を決定すること。
- (2) 外部評価対象事業について、個々の委員が評価を行い、その結果を市長に報告すること。

## (構成)

第3 外部評価会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 市長が指名したもの 4名以内
- (2) 公募による市民 4名以内

## (委員の任期)

第4 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

## (会議の進行)

第5 外部評価会議の進行は、行政評価に関し専門的な知識を有する者が行うものとする。

## (招集)

第6 外部評価会議は、市長が招集する。

## (意見等の聴取)

第7 外部評価会議は、外部評価対象事業を担当する課長（相当職を含む。）及び担当者等について、会議への出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

## (庶務)

第8 外部評価会議の庶務は、企画財政部行政管理課が行う。

## (その他)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。